

## MHM Asian Legal Insights

第 155 号 (2023 年 9 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ  
(編集責任者: 弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

### 今月のトピック

1. インド : [デジタル個人情報保護法の成立](#)
2. ベトナム : [個人情報処理/移転影響評価フォーマットの公表](#)
3. シンガポール : [AI システムの開発・導入等における個人情報の利用に関するガイドライン案の公表](#)
4. タイ : [タイ刑法典における一般的な法人処罰制度の整備](#)
5. ミャンマー : [ミャンマーに対する経済制裁等の動向アップデート~米国による追加制裁の発表](#)

### 今月のコラム [—シンガポールのエアライン—](#)

## はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 155 号 (2023 年 9 月号) を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

※本レターに記載した円建て表記は、ご参照のために、各現地通貨を現在の為替レートで換算したものとなります。

## 1. インド: デジタル個人情報保護法の成立

インドにおいては、従来、個人情報保護に関する一般法は存在しなかったところ、2023 年 8 月 11 日、デジタル個人情報保護法 (Digital Personal Data Protection Act, 2023) が成立しました。本レター第 146 号 (2023 年 1 月号) において同法の草案の概要についてお伝えしていましたが、本稿では、同法の概要について、草案との比較も踏まえつつご説明します。

### (1) 適用対象

デジタル個人情報保護法の適用対象は、草案どおり、「デジタル個人情報」とされました。「デジタル個人情報」は、オンラインで収集された個人情報、及び、オフラインで収集された後デジタル化された個人情報と定義されているため、デジタル化さ

## MHM Asian Legal Insights

れていない個人情報は同法の適用対象外になります。

また、デジタル個人情報保護法は、①インド領域内のデジタル個人情報を処理する場合に加えて、②インド領域外のデジタル個人情報を処理する場合であっても、当該処理が、インド領域内のデータ主体（Data Principal）に対する製品又はサービスの提供に関連する活動に関して行われる場合にも適用されます。なお、上記②について、草案においては、インド領域外のデジタル個人情報の処理がインド領域内のデータ主体のプロファイリングに関連する場合も適用対象と規定されていましたが、デジタル個人情報保護法では当該規定は削除されました。

### **(2) 通知・同意の取得義務**

デジタル個人情報保護法では、データ受託者（Data Fiduciary）がデジタル個人情報を処理する場合には、データ主体からの同意取得、又は、同法で定められている一定の適法な場合に該当することが必要とされました。なお、草案ではみなし同意という概念が設けられていましたが、デジタル個人情報保護法では同概念は削除されており、上記の一定の適法な場合が設けられました。

また、データ受託者は、データ主体から上記同意を取得するにあたっては、①当該個人情報の内容及びその処理の目的、②同意の撤回等の方法、③当局への苦情申し立て方法等を記載した通知を行う必要があります。なお、デジタル個人情報保護法の施行前に同意を取得していた場合でも、合理的に実務上可能な限り早くデータ主体に対して上記通知を行うことが必要とされています。

### **(3) 越境移転、データ・ローカライゼーション**

デジタル個人情報保護法では、草案どおり、越境移転やデータ・ローカライゼーションに関する具体的な規制の導入は見送られました。同法では、インド中央政府がインド国外への個人情報の移転について、通知により制限することができる旨のみ規定されました（なお、草案ではインド中央政府は個人情報の移転が認められるための条件を指定することができるかとされていました）。そのため、具体的な制限の範囲については、インド中央政府に広い裁量がある建付けとなっており、今後の通達等に留意する必要があります。

なお、日本貿易振興機構（JETRO）の2023年9月1日付けのビジネス短信「[政府、デジタル個人データ保護法の執行体制整備へ（インド）](#)」によれば、「インド産業界からは、全国ソフトウェアサービス産業協会（NASSCOM）をはじめとして、個人情報保護の観点から、今回の法成立を前向きに捉える声が出ている。国内で得た個人データを国外送信できる対象国がネガティブリスト制となり、原則として認められるようになった点についても、安堵（あんど）する声が聞かれる。」とのことであり、越境移転やデータ・ローカライゼーションに関する具体的な規制の導入が見送られた点に

## MHM Asian Legal Insights

については好意的に捉えられる声があるようです。

以上のほか、デジタル個人情報保護法は、データ主体の権利・義務、重要データ受託者（Significant Data Fiduciary）の義務、罰則の規定等が規定されています。同法の施行時期は今後公表される予定であり、その運用も明確でない点も存在するため、引き続き同法の動向に注視していく必要があります。

なお、森・濱田松本法律事務所は INDIA BUSINESS LAW JOURNAL の 2023 年の REGIONAL & SPECIALIST FIRMS に日本の法律事務所として唯一選出されました。今後も現地弁護士とも協力しつつ、充実したインド法務に関するリーガルサービスを提供する所存です。

（ご参考）

本レター第 146 号（2023 年 1 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00066204/20230120-120615.pdf>

弁護士 御代田 有恒

☎ 03-6266-8989（東京）

✉ [aritsune.miyoda@mhm-global.com](mailto:aritsune.miyoda@mhm-global.com)

弁護士 小林 高大

☎ 03-5220-1856（東京）

✉ [s.takahiro.kobayashi@mhm-global.com](mailto:s.takahiro.kobayashi@mhm-global.com)

## 2. ベトナム：個人情報処理／移転影響評価フォーマットの公表

本レター第 151 号（2023 年 5 月号）でお伝えしたとおり、ベトナムでは、2023 年 7 月 1 日より個人情報保護に関する政令（Decree No.13/2023/ND-CP：「PDPD」）が施行されています。もっとも、PDPD に基づく規制として特に実務上の負担が大きいとされる個人情報処理影響評価（Personal Data Processing Impact Assessment）及び個人情報移転影響評価（Personal Data Transfer Impact Assessment）の実施及びその記録の当局への提出に関しては、当局より、施行日を目途にそのフォーマットや提出用ポータルを作成・公表予定とアナウンスされていたものの、施行日に至っても動きがないままとなっていました。

今般、PDPD の施行日より約 1 か月遅れて当局ウェブサイト上でこのフォーマットが公表されました。ただし、提出用ポータルについては、一時的に開設されていたものの、本稿執筆時現在では再びアクセスすることができない状態となっています。

上記規制が適用される事業者においては、このフォーマットに基づいて、個人情報処理影響評価及び個人情報移転影響評価を実施したうえで当局への記録の提出を進める必要がありますが、同フォーマットでは、PDPD 上に記載事項として列挙されている項目につき詳細にわたる情報の記入が求められ、またそもそも PDPD 上は記載事項として列挙されていない項目を含むものであり、提出に当たっては慎重な検討が必要となります。

## MHM Asian Legal Insights

### (1) フォーマットの記載項目

当局が公表したフォーマットは、PDPD 上の規定に沿って、①管理者及び管理者兼処理者用の個人情報処理影響評価、②処理者用の個人情報処理影響評価、③個人情報移転影響評価の3種類が準備されています。もっとも、各フォーマット上の記載項目はいずれも類似しており、必ずしも PDPD 上で各影響評価の実施項目として列挙されている事項（詳細は本レター第 151 号（2023 年 5 月号）をご参照ください。）とは整合していません。

このうち、管理者及び管理者兼処理者用の個人情報処理影響評価のフォーマットにおいて記載が必要とされている項目は、大要下表のとおりです。

PDPD 上の必要記載項目	フォーマットで記載を求められる項目
(a) 管理者・管理者兼処理者の情報・連絡先	(a) 管理者・管理者兼処理者の情報
(b) 個人情報の保護を担当する部署・従業員の名称・氏名と連絡先	(b) 個人情報保護を担当する部署・ <u>同部署の長</u> ・個人情報保護を担当する従業員の情報
(c) 個人情報の処理の目的	(c) <u>処理者の情報</u>
(d) 処理される個人情報の種類	(d) <u>処理者において個人情報処理を担当する部署・同部署の長</u> ・ <u>個人情報処理を担当する従業員の情報</u>
(e) 個人情報の提供を受ける組織・個人（ベトナム国外に所在又は居住する組織・個人を含む。）	(e) <u>第三者の情報</u>
(f) 個人情報の越境移転を行う場合	(f) <u>第三者において個人情報処理を担当する部署・同部署の長</u> ・ <u>個人情報処理を担当する従業員の情報</u>
(g) 個人情報の処理期間、削除又は廃棄の推定期間（もしあれば。）	(g) <u>API の開発者に関する情報（もしあれば。）</u>
(h) 個人情報の安全措置	(h) 個人情報の処理の目的
(i) 個人情報の処理の影響の評価、起こり得る結果・予期せぬ損害・当該結果及び損害を軽減又は除去するための措置	(i) <u>個人情報の処理の方法</u>
	(j) 処理される個人情報の種類
	(k) <u>本人の同意</u> ・ <u>本人の同意の取得方法</u>
	(l) <u>処理する個人情報のデータ量</u>
	(m) <u>処理される個人情報に関するデータ主体の数</u>
	(n) 個人情報の処理期間・保存期間・破棄の推定時期・ <u>破棄の方法</u>
	(o) 個人情報の越境移転の有無
	(p) <u>個人情報を越境移転する当事者の情報</u>

## MHM Asian Legal Insights

	<p>(q) 個人情報の保護措置</p> <p>(r) 個人情報の処理の影響の評価（本人の権利・経済・社会・行政手続・法律制度・本人の利益との関係において、①課題、②課題解決の目的、③課題解決のためのソリューション、④当該ソリューションによって直接影響を受ける対象者及びその他の関連する対象者に対する当該ソリューションの影響の評価、⑤選択されたソリューションに関する提言を分析する。）</p> <p>(s) 影響評価に関する意見</p> <p>(t) 遵守すべき法令の一覧</p>
--	--

※下線は PDPD において列挙されていない項目

### (2) フォーマット記載上の留意点

上記のとおり、本フォーマットにおいて記載を求められる項目は PDPD 上の必要記載項目よりも広範に及びます。

例えば、PDPD 上、「個人情報の提供を受ける組織・個人」についての記載が必要とされているものの、具体的にどのような情報を含む必要があるかについては規定されていません。しかし、本フォーマットでは、管理者ないし管理者兼処理者から個人情報を受領する処理者（Processor）及び第三者（Third Party）を全て特定・列挙したうえで、それらの登録事業内容を含む詳細な企業情報の記述とともに関連する契約書類を添付すること、また、それら主体において個人情報処理を担当する部署・部署の長・個人情報処理を担当する従業員の情報まで記入することが求められています。本フォーマットを埋めるためには、自社における個人情報の取扱いフローを詳細に分析・把握するだけでなく、さらに関係する企業から（本フォーマットで求められている）一定の企業情報を入手することが求められており、相当な手間と時間を要することが予想されます。

その他、本フォーマットには、「処理する個人情報のデータ量」のように具体的な基準が不明確であり、またそもそも把握が困難と思われるような項目も含まれていません。

上記のとおり、本フォーマットにおいて記載を求められる事項は広汎かつ詳細に及び、かつ、記載すべき内容について不明確な点も多いため、本フォーマットに基づいて各影響評価を実施することは多くの事業者にとって容易でないものと予想されます。他方で、

## MHM Asian Legal Insights

PDPD 上、個人情報処理影響評価及び個人情報移転影響評価の実施記録は、個人情報の処理ないし移転を開始してから 60 日以内に当局へ提出することが義務づけられている（すなわち、PDPD 施行日時点において既に個人情報の処理ないし移転を行っていた事業者においては、本年 8 月末までに当局への提出を完了している必要があった。）ところであり、いまだ対応を開始していない事業者においては、当局や他社の動向を注視しながら、本フォーマットに基づいて各影響評価の実施を進めていくことが肝要となります。

（ご参考）

本レター第 151 号（2023 年 5 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00067554/20230522-013702.pdf>

弁護士 江口 拓哉  
☎ +84-28-3622-2601（ホーチミン）  
☎ 03-5223-7745（東京）  
✉ [takuya.eguchi@mhm-global.com](mailto:takuya.eguchi@mhm-global.com)

弁護士 武川 丈士  
☎ +84-24-3267-4101（ハノイ）  
✉ [takeshi.mukawa@mhm-global.com](mailto:takeshi.mukawa@mhm-global.com)

弁護士 真鍋 佳奈  
☎ +84-28-3622-1632（ホーチミン）  
✉ [kana.manabe@mhm-global.com](mailto:kana.manabe@mhm-global.com)

弁護士 岸 寛樹  
☎ +84-24-3267-4102（ハノイ）  
✉ [hiroki.kishi@mhm-global.com](mailto:hiroki.kishi@mhm-global.com)

弁護士 西尾 賢司  
☎ +84-28-3622-2602（ホーチミン）  
✉ [kenji.nishio@mhm-global.com](mailto:kenji.nishio@mhm-global.com)

弁護士 大西 敦子  
☎ +84-24-3267-4107（ハノイ）  
✉ [atsuko.onishi@mhm-global.com](mailto:atsuko.onishi@mhm-global.com)

弁護士 湯浅 哲  
☎ +84-28-3622-2613（ホーチミン）  
✉ [tetsu.yuasa@mhm-global.com](mailto:tetsu.yuasa@mhm-global.com)

### 3. シンガポール：AI システムの開発・導入等における個人情報の利用に関するガイドライン案の公表

シンガポール個人情報保護委員会（Personal Data Protection Commission：「PDPC」）は、2023 年 7 月 18 日に、AI による提案・決定システムにおける個人情報の利用に関するガイドライン案（Proposed Advisory Guidelines on Use of Personal Data in AI Recommendation and Decision Systems：「本ガイドライン案」）を公表し、同年 8 月 31 日まで意見公募手続を実施しました。そこで本レターでは本ガイドライン案の概要について紹介します。

#### (1) 本ガイドライン案の目的

本ガイドライン案は、自律的に意思を決定する又は提案することで人の意思決定を補助する AI システム（「AI システム」）の開発・導入等において、個人情報を収集・



## MHM Asian Legal Insights

利用等する企業又はその外部委託業者を対象とし、シンガポール個人情報保護法（Personal Data Protection Act 2012 : 「PDPA」）がどのように適用されるかを明確にすることを目的としています。

### **(2) 本ガイドライン案の概要**

本ガイドライン案は、下記のとおり、AI システムの(a)開発・テスト・モニタリング（「開発等」）、(b)導入、及び(c)委託の段階別に構成されており、各概要は以下のとおりです。

#### (a) 開発・テスト・モニタリング

企業は、AI システムの開発等において個人情報を利用する場合、下記①及び②の例外を除き、関連する個人から同意を取得する PDPA 上の義務について検討する必要があります。

##### ① 業務改善の例外

業務改善の例外に該当する場合、企業は、PDPA に従って取得した情報について、同意を取得せずに利用することができます。本ガイドライン案は、業務改善の例外に該当するかどうか判断するに際して、主に以下の事項を検討するように定めています。

- 当該目的のために個人情報を利用することが、AI システムの品質の向上に寄与するかどうか
- 当該 AI システムの開発等に他の手段を用いることが技術的に可能かどうか、また、費用対効果が高いかどうか
- 当該 AI システムの開発等に関する業界の慣行・慣習

##### ② 研究の例外

研究の例外に該当する場合、企業は、一定の条件の下、同意を取得せずに個人情報を利用することができます。本ガイドライン案は、研究の例外に該当するかどうか判断するに際して、主に以下の事項を検討するように定めています。

- 当該 AI システムの開発が科学及び工学をどのように発展させるか
- 生活の質を向上させることで社会に寄与する製品やサービスの革新のために当該 AI が用いられる可能性
- 当該 AI システムの開発等に関する業界の慣行・慣習

## MHM Asian Legal Insights

### (b) 導入

企業は、個人情報を収集・利用等する AI システムを導入する場合、PDPA 上、関連する個人に通知をして同意を取得する義務、及び当該個人に対して説明をする義務について検討する必要があります。

#### ① 通知義務・同意取得義務

本ガイドライン案は、当該通知・同意取得に際して主に以下の情報を提供するよう定めています。

- 個人情報を収集・利用する製品の機能
- 収集・利用される個人情報の種類に関する一般的な説明
- 収集された個人情報が製品のどの機能に関連して利用されるか
- 製品の機能に影響を与える個人情報の性質

#### ② 説明義務

また、本ガイドライン案は、説明義務に関して、主に以下の対応を求めています。

- 透明性と公正性を達成するための方針と慣行を含む明文のポリシーを策定すること
- 当該ポリシーを、個人からの要請があった場合のみではなく、ウェブサイトを通じて事前に公開するように検討すること

### (c) 委託

サービスプロバイダーが AI システムの開発等や導入について顧客から委託を受け、個人情報を処理する場合に、当該サービスプロバイダーは PDPA 上の個人情報仲介業者 (Data Intermediaries) に該当するとみなされ、PDPA 上の通知義務、同意取得義務又は説明義務を負うとされています。また、本ガイドライン案は、業務を委託する顧客側にも同様にこれらの PDPA 上の義務を遵守するために行うべき指針についても定めています。

本ガイドライン案は、いまだ草案の段階であるものの、適用をうける企業においては PDPA の義務がどのように事業に影響するかを事前に検討することが望ましいと思われます。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。



## MHM Asian Legal Insights

弁護士 細川 怜嗣

☎ +65-6593-9467 (シンガポール)

✉ [reiji.hosokawa@mhm-global.com](mailto:reiji.hosokawa@mhm-global.com)

パラリーガル 有馬 潤

☎ +65-6593-9750 (シンガポール)

✉ [megumi.arima@mhm-global.com](mailto:megumi.arima@mhm-global.com)

弁護士 橋川 文哉

☎ +65-6593-9764 (シンガポール)

✉ [fumiya.kitsukawa@mhm-global.com](mailto:fumiya.kitsukawa@mhm-global.com)

#### 4. タイ： タイ刑法典における一般的な法人処罰制度の整備

現在のタイ刑法典においては、マネーロンダリング法等、個別の法律に定めがない限り、会社その他の法人に対する刑事責任についての明文の規定がありませんでした。現在タイ政府は、タイ刑法典を改正し、法人の刑事責任に関する明文規定を導入することを検討しています。この改正は、法人処罰がなされる場合を明確化するとともに、法人に対する特有の罪刑の選択を可能とするものであり、タイにおけるコンプライアンス実務に対し大きな影響があることが予測されます。本改正は、パブリックコメントを受け修正中のものであり、未施行のものではありますが、以下、タイ政府において現在検討されている内容の概要をお伝えします。

まず本改正では、法人処罰がなされる場合を、法人の代表者が、当該法人を代表し、自らの職務権限内で、法人の利益を図って行った行為に限ることとしています。このことは、代表者の私益を図る犯罪に、法人が巻き込まれないことを確保することを企図しているものと考えられます。

次に注目すべき点が、法人処罰に合わせた罪刑の選択です。本改正では、法人に適用される罪の法定刑が、死刑や懲役等、その性質上、法人に科することのできないものしかない場合には、当該法人に対し、1,000万バーツ（約4,100万円）を超えない限度での罰金を科すこととしています。さらに、法定刑が罰金だけの犯罪については、法人に対し、その法定の罰金の5倍を超えない範囲の罰金を科されることとなります。

さらに注目すべき点が、罰則の多様化です。本改正によると、裁判所は、法定の要件に該当する場合には、裁量により、処罰対象となる法人に対し様々な追加の罰則を科することができるようになります。この罰則には、当該法人の清算、事業所の閉鎖、会社で運用しているコンピューターシステムの一時的又は恒久的な停止、株式市場における株式発行による資金調達禁止、公共工事等の入札をはじめとした政府との契約の禁止、新聞そのほかのメディアを通じたタイ語における判決の公表、犯罪に関連した事業の禁止等、多様な処分が含まれます。

これらの罰則に従わなかった法人に対しては、5万バーツ（約20万6,000円）から30万バーツ（約123万7,000円）の罰金が科されるのに加え、これらの罰則に従わなかったことにより法人が得た利得（現時点では純利益なのか粗利益なのかは不明です）の2倍を超えない罰金も科され得ることとなります。例えば、レストランの閉業命令に

## MHM Asian Legal Insights

従わなかった会社が、閉業命令の期間中に 1,000 万バーツの収入を得た場合、会社は最大で 2,000 万バーツ（約 8,250 万円）の罰金を科され得ることになります。加えて、法人の犯罪が代表者の行為に起因するものであった場合、当該代表者も、1 年以下の懲役若しくは 30 万バーツ以下の罰金又はその両方が科されます。

以上のとおり、本改正は、法人犯罪に対する厳しい姿勢を表明するものであり、罰則の中には、その事業自体を不可能とするものもあるなど、影響の大きいものと考えられ、本改正の検討状況については、引き続き注視する必要があります。

タイ弁護士 パヌパン・ウドムスワンナクン  
☎ +66-2-009-5152 (バンコク)  
✉ [panupan.u@mhm-global.com](mailto:panupan.u@mhm-global.com)

弁護士 西村 良  
☎ +66-2-009-5169 (バンコク)  
✉ [makoto.nishimura@mhm-global.com](mailto:makoto.nishimura@mhm-global.com)

## 5. ミャンマー：ミャンマーに対する経済制裁等の動向アップデート～米国による追加制裁の発表

2021 年 2 月 1 日のミャンマーにおける国家緊急事態宣言発出後の対ミャンマー経済制裁の概要については、本レター第 121 号（2021 年 2 月号）以降の各号においてお伝えしたとおりです。本稿では、その後の米国による対ミャンマー制裁についての続報をお伝えします。

米国財務省外国資産管理室（「OFAC」）は、米国時間 2023 年 8 月 23 日付けで、ミャンマーにおいてジェット燃料事業を営む者を、今後米国による資産凍結措置等の対象者（Specially Designated Nationals and Blocked Persons : 「制裁対象者」）として指定することを決定した旨（「本決定」）を公表しました。2021 年 2 月 1 日以降の米国による対ミャンマー経済制裁は、大統領令 14014 号（「本大統領令」）を根拠とするものです。本大統領令では、ミャンマーでの深刻な人権侵害行為に関与する者及びこれらの者を支援する者のほか、ミャンマーの軍需事業に関与する者及び OFAC が指定する事業 に関与する者等を制裁対象者に指定できる旨を規定しているところ、本決定は、ジェット燃料業者が、「OFAC が指定する事業」（上記下線部）に該当する旨を明らかにしたものとります。

また、OFAC は、米国時間 2023 年 8 月 23 日付けで、Asia Sun Group 傘下のジェット燃料業者を支配・保有する、Khin Phyu Win 氏及び Zaw Min Tun 氏の個人 2 名と、ジェット燃料業者であるシンガポール法人 Shoon Energy Pte. Ltd. を新たな制裁対象者として指定しました。上記制裁指定により、Khin Phyu Win 氏が保有・支配するシンガポール法人、P.E.I. Energy Pte. Ltd. 及び PEIA Pte. Ltd. も制裁対象となることが明らかにされています。

本レター第 150 号（2023 年 4 月号）でお伝えしたとおり、OFAC は、2023 年 3 月に、ジェット燃料等のミャンマー国軍への供給を理由に、Asia Sun Group を含む 3 法人を

## MHM Asian Legal Insights

制裁対象者として指定しています。なお、先の制裁指定は、ジェット燃料の供給等を通じたミャンマーにおける軍需産業への関与を理由とするものでした。本決定は、ミャンマー国軍の空爆により多数の犠牲者が出ている事態を踏まえ、間接的な空爆実施への寄与が認められるジェット燃料業者を制裁対象とすることを特に明確化したものです。併せてOFACから公表されたQ&Aでは、民間航空機へのジェット燃料供給は対象外とする意図が明らかにされていますが、ミャンマーの主要空港は軍民共用である実態も踏まえると、燃料供給先の軍民の明確な区別がどこまで可能なのか、という点は問題になりそうであり、今後の実務の動向を注視していく必要があると思われまます。

(ご参考)

本レター第 150 号 (2023 年 4 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00067336/20230420-042932.pdf>

弁護士 武川 丈士

☎ +95-1-9253652 (ヤンゴン)

✉ [takeshi.mukawa@mhm-global.com](mailto:takeshi.mukawa@mhm-global.com)

弁護士 真鍋 佳奈

☎ +95-1-9253653 (ヤンゴン)

✉ [kana.manabe@mhm-global.com](mailto:kana.manabe@mhm-global.com)

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-9253654 (ヤンゴン)

☎ 03-6266-8566 (東京)

✉ [atsushi.inoue@mhm-global.com](mailto:atsushi.inoue@mhm-global.com)

## MHM Asian Legal Insights

## 今月のコラムーシンガポールのエアラインー

シンガポールを訪れる観光客数はコロナ前の水準に順調に回復しつつあり、9月のF1開催やクリスマス、年末年始の休暇シーズンにかけて更にその数が増える予想されています。2023年3月号のシンガポールコラムでは、飛行機をこの上なく愛する内田弁護士から、そんなシンガポールを訪れる外国人を乗せてシンガポール上空を行き交う飛行機を遠くから眺めることができる厳選スポットをご紹介させていただきましたので、今回のコラムではもう少し飛行機の近くに迫り、シンガポールが誇るエアラインについてお伝えしたいと思います。



サロンケバヤ上衣を着用したミッフィー・筆者私物

シンガポールのナショナルキャリアは言わずと知れた「シンガポール航空（Singapore Airlines : 「SQ」）」です。Skytraxが毎年発表する世界のベストエアライン「The World's Top Airlines」の上位ランキング争いの常連で、2023年は堂々の第1位に輝いています。SQはその最上級の格付けにふさわしく、国内外を問わず多くの要人を乗せることも常のようで、航空券の予約をする際に入力する敬称（Title）に Mr. や Mrs. の他にも King、Queen、Sultan、President、Duke や Princess 等、実に 57 もの細かい選択肢があることに驚かされます。

そのホスピタリティにも定評があり、コロナ禍においては SQ の女性客室乗務員ら（当地では「空姐」と呼ばれています。）の多くが、コロナ患者の対応に追われて人手がひっ迫しているシンガポールの病院に、簡単な作業（ベッドメイキングや食事の配膳等）の補助を行う目的で派遣され、その世界レベルのサービスで多くの入院患者らを変に癒したと当地の新聞に大きく取り上げられました。SQ の空姐の制服であるサロンケバヤに使用されている生地はバテックと呼ばれる草花をモチーフにした総柄のデザインで、個性的で色とりどりの制服を纏った他のエアラインの空姐達が行きかう空港の中でも、この総柄の制服を着用した華やかな集団はひととき目立つ存在です。対して男性の客室乗務員の制服はジャケット一択とのことで空姐に比べると落ち着いた印象を受けます。SQ にはこの制服を着用したまま公共交通機関に乗ってはいけない（タクシーは可。）という規則があるため、もしそれらしきバテックのサロンケバヤを着て電車に乗っている人をシンガポールで見かけたら、それは偽物空姐、柄物が好きな筆者かもしれません。

そして、シンガポールにはもう一つ忘れてはいけない SQ 傘下の LCC・スクート（Scoot）があり、こちらも上記の Skytrax が発表する「World's Best Low-Cost Airlines 2023」で栄えある第2位に輝いています。東南アジア近隣諸国の中小規模都市にも多く就航しており、筆者もよく利用しますが、Scoot の機体にはニックネームが付けられ

## MHM Asian Legal Insights

ており、各機体のコックピットの窓の下に塗装されています。写真は「Ojisan」というニックネームの機体で、Scootの元空姐によると機体登録番号 9V-OJI の「OJI」に因んで付けられたものだそうです。他にもシングリッシュの代表格「Huat Ah!」、「Shiok Lah」や「Singapoliday」、「Scooting Star」、「Home Scoot Home」等に加えて、日本語の「すごいね！」もあるようで、搭乗前に機体のニックネームをチェックするのも面白いかもしれません。(Ojisan もまだまだ現役で飛んでいるようです。)



Ojisan ジェット・元  
Scoot 空姐提供

筆者も一度はSQの(折角なら)ファーストクラスに乗ってみたいと、クレジットカードのポイント交換等も駆使してエアラインマイルをコツコツと貯めることを生きがいとしており、実はかなりのマイル数を貯め込んでいます。念願かなったあかつきには、このコラムでマイル修行のコツやSQ搭乗記をお伝えできればと思います。

(パラリーガル 有馬 潤)

## MHM Asian Legal Insights

### セミナー・文献情報

- セミナー 『MHM インドチーム連続ウェビナー（全9回シリーズ）  
第1回「インド法務の基礎の基礎」』  
視聴期間 2023年7月24日（月）～第9回配信期間末日（2024年5月中旬頃）  
講師 小山 洋平  
主催 森・濱田松本法律事務所  
【お申込みに関して】  
会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。  
※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。
  
- セミナー 『MHM インドチーム連続ウェビナー（全9回シリーズ）  
第2回「インド M&A の基礎(1) ～M&A の手法～」』  
視聴期間 2023年8月31日（木）～第9回配信期間末日（2024年5月中旬頃）  
講師 御代田 有恒  
主催 森・濱田松本法律事務所  
【お申込みに関して】  
会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。  
※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

### NEWS

- ニューヨークオフィス業務開始のお知らせ  
森・濱田松本法律事務所は、2023年9月6日より、ニューヨークオフィス（正式名称：Mori Hamada & Matsumoto NY LLP）を開設し、業務を開始いたしました。  
  
ニューヨークオフィスには、当事務所の経営トップの一人であり、海外に幅広いネットワークを有する松村 祐土 弁護士が代表パートナーに就任するとともに、クロスボーダー案件に関し高い専門性、経験および実績を有するパートナーの加賀美 有人 弁護士および鈴木 信彦 弁護士が常駐いたします。加賀美弁護士はクロスボーダーな競争法案件や不正調査・危機管理対応、鈴木弁護士はクロスボーダーM&A およびコーポレート業務にとりわけ精通しています。また、シニア・アソシエイトの須納瀬 史也 弁護士および川本 健 弁護士も常駐いたします。  
当事務所は長年、米州とアジアにまたがる取引や紛争案件について、各地の法律事務所と緊密に連携しながら助言を行ってまいりました。米州・米国は、クライ



## MHM Asian Legal Insights

アートの皆様にとって重要な市場であり続けると同時に、巨大なリーガル市場を抱え、法的リスクもひと際大きい市場の一つといえます。とりわけニューヨークは、グローバル経済の中心地であるとともに、米州とアジアを結ぶ重要な拠点であることから、当事務所のニューヨークオフィスを通じて、現地法律事務所やクライアントの皆様との連携をより強固なものとし、双方の地域にまたがる多種多様な法務需要に応じることのできる体制を充実させてまいります。

ニューヨークオフィスは、当面、仮オフィスにて業務を行い、2023 年末を目途に、本オフィスに移転する予定です。本オフィス移転時には改めてご案内させていただきます。

- ▶ **インドネシアにおけるストラテジック・インテリジェンスサービス開始のご挨拶**  
当事務所は、本年7月までインドネシア投資省ジャパンデスク担当として活動をしていた本間 久美子氏の参画を得て、インドネシアにおけるストラテジック・インテリジェンスサービスの業務を開始いたしました。

ストラテジック・インテリジェンスサービスは、インドネシア現地の政治・経済・各種統計情報等をインドネシア語の一次情報から収集し、当該情報を多面的に分析すること、当該分析結果を当地事情も踏まえて立体的に提供しつつ、必要に応じた政府機関への働きかけについてもサポートすることを内容としたサービスとなります。

業務開始に当たって本間 久美子からご挨拶を申し上げます。

「この度、森・濱田松本法律事務所にてインドネシアにおけるストラテジック・インテリジェンス・サービスを担当することとなりました本間でございます。

インドネシア国立バンドン工科大学での4年に渡る博士共同研究を経て、在インドネシア日本国大使館、ジャカルタ日本人商工会議所、インドネシア投資省(JICA 専門家)にて経済関連業務に従事してまいりました。特に日系企業が直面するインドネシアの投資規制動向のアップデートと、その適切な緩和に向けた政府渉外を主軸に活動してきました。

多様な情報と人脈を扱うインテリジェンス業務は信用を第一とする世界でもあり、皆様のビジネスに寄り添い成功につなげるためにも、新興国とのフェアで誠実な関係構築を心がけております。

皆様にとっての身近な外部専門家としてお役に立てるよう、常に情報のアンテナを高く保ち、フレッシュで確度の高い情報提供、インドネシアの事情も踏まえた

## MHM Asian Legal Insights

深い分析に努めてまいり所存です。

本間 久美子」

ストラテジック・インテリジェンスサービスの詳細については、[こちら](#)をご覧ください。今後さらに日系企業の皆様のインドネシアにおけるビジネスの一助となるよう努めてまいります。